

〈書 評〉

トーマス・ビアステーカー他編著

『国際法と国際関係論—理論と実務の架橋』
(ルートリッジ出版、2007年)

竹 内 雅 俊

Book Review

Biersteker, Thomas J., Peter Spiro, Chandra Lekha Sriram,
and Veronica Raffo (eds.) *International Law and
International Relations: Bridging theory and practice.*
New York: Routledge, 2007.

Takeuchi Masatoshi

目 次：

第1章 序：国際法と国際関係論—古の境界と
新たな進展

I部：小火器・軽火器

第2章 前進？小火器に対処するうえでの規範
的・法的進展のアセスメント

第3章 小火器、暴力、そして紛争の行方

第4章 解説：銃火器におぼれる世界

II部：テロリズム

第5章 国際テロリズム、非国家主体、トランスナ
ショナルな政治動員：国際関係論の視点

第6章 戦争の叫び

第7章 予防と例外：国際法と革命的勢力

第8章 解説：国際テロとの戦いにおける国際法
と国際関係論の収斂—国連の役割

III部：国内避難民

第9章 国内避難に関する指針と国際規範の発達

第10章 解説：国際ガバナンスにおける民間出の
ソフトロー

IV部：国際刑事責任

第11章 国際刑事裁判所と普遍的管轄権

第12章 国際人道法：国家の衝突と管轄権の難問

第13章 誰がための正義？ 普遍的管轄権と
民主主義の諸原則を調和させる

第14章 安全保障を呼び戻す：国際関係論と移行
期社会における「正義vs平和」ジレンマ
の先を進むこと

第15章 解説：法と政治の交錯にある
国際刑事責任

V部：結論

第16章 国際法における米国の国益を分散する：
リベラル・トランスナショナリズム理論
の描写

第17章 国際法と国際関係論の新たな方向性と新
たな協働

第18章 国際関係論と国際法：競争と補完の観点
から

参考文献

I. IR/ILアプローチと第二世代の戸惑いと憂鬱

国際関係論と国際法学を架橋する学際的アプローチ（以後IR/IL）構築の企図は、1990年代よりアン＝マリー・スローターやマイケル・バイアーズ、アンソニー・C・アレントなどを代表として、とりわけ米国の学界を中心に進展してきた¹。こうした進展は、国際関係論において現実主義もしくは新現実主義が理論の主流派を占めていた状況²、ならびに法学一般における形式主義的な伝統がこれまで同学において大きな影響力を有していたこと³を考えると隔世の感さえある。しかしながら、こうした90年代の知的運動は、具体的な理論的・実務的な成果を華々しく挙げているとはいいがたく、抽象的な基礎理論に終始し、法の「現場」に効果的に影響を与えることができていないばかりか、その主な研究が「国際関係論側からみた国際法」に関わるものであり、国際法側の貢献が少ないことが指摘されている⁴。同企図におけるこれまでの研究成果を分類し、その性質を検討するならば、ここにあらわされた懸念はさらに鮮明となる。かつてJ. クレイグ・バーカーは、IR/ILアプローチの研究成果を次の4つに分類した。

すなわち、（1）単に双方のディシプリンが有する知識の一部を継ぎはぎした浅薄なもの（2）法政策学（ニューヘブーン学派）、バイアーズやハロルド・コーが取り組んだ研究のように国際法学のなかに国際関係論の要素を組みこもうと試みるもの（3）制度論、リベラリズム、コンストラクティビズムのように国際関係論のなかで法の役割や存在を理論に組込むもの（4）未だ生成の途上にある学際研究の4つである⁵。（1）は理論の方法論や認識論の整合性を全く考慮しないものであり、（2）と（3）は国際法、国際関係論の方法論あるいは認識論を使ってもう一方の主題を捉えなおす類の研究である。上述の批判に鑑みるに、これら研究群のなかで現在（1）の類が最も多く、続いて（3）に属するものが多いことは想像にかたくない。こうした事態は、IR/ILアプローチが一種の知的流行として終息してしまうことを懸念させる。またこの事態の根源が単に知識共同体（epistemic community）の没交渉のみならず、より根本的な部分で、この企図が抽象的な基礎理論の構築に向けられてきたことが、ここで問題とされていることを指摘できる。すなわち、表1にあるように、IR/ILを黎明期より研究し、「情報や洞察が共有できるような共通の言語と分析枠組を最低限望むものである⁶」ことを目

1 例えば、Burley, Anne-Marie Slaughter. "International Law and International Relations Theory: A Dual Agenda." *American Journal of International Law*. 87.2 (1993): 205-239.; Robert J. Beck, Anthony Clark Arend and Robert D. Vander Lugt. (eds.) *International Rules—Approaches from International Law and International Relations*. New York: Oxford Univ. Press, 1996.; Byers, Michael. Custom, Power and the Power of Rules—*International Relations and Customary International Law*. Cambridge: Cambridge Univ. Press, 1999.; 拙稿「国際法と国際関係論の接点を求めて—社会構成主義を手がかりに—」『中央大学大学院研究年報：法学研究科篇』第30号(2000): 325-33などを参照。

2 こうした状況をスローターは、「リアリスト・チャレンジ」と呼んだ。Burley, *ibid.* p206

3 この文脈における学際的アプローチの問題意識に関しては、例えばPosner, Richard "The Decline of Law as an Autonomous Discipline: 1962-87" *Harvard Law Review*. 100.4 (1987): 161-91. 参照。

4 Sriram, Chandra Lekha. "International Law, International Relations theory and post-atrocity justice: towards a genuine dialogue" *International Affairs*. 82.3 (2006): 467-78., p467.

5 Barker, Craig J. *International Law and International Relations*. London: Continuum, 2000., at pp.94-6.

6 Burley, Anne-Marie Slaughter. "International Law and International Relations Theory: A Dual Agenda." *American Journal of International Law*. 87.2 (1993): 205-239., p205.

的としてきた第一世代の研究⁷に対して、これに続く第二世代は、一種の戸惑いと憂鬱な雰囲気に含まれている。この第二世代の研究の「戸惑い」と「憂鬱さ」は、後述されるようにIR/ILが学術的な企図として一つの転換点に差掛かっていることを示すと解することができる。またそれは、純粹に学術的・理論的な交流から実際の国際関係の実務的課題にこれを適用し、

研究企図自体を複雑化、分裂化、多様化させ、その方向性を決定しなければならないことに起因すると思われる⁸。

本書も、こうした（手探りの）第二世代型の研究に属すると思われる。このような研究の多くにみられる特徴は、表2にみられるように理論枠組を複数の国際法現象に適用して分析する、あるいは、逆に国際平面の複数の場面にお

表1：IR/ILアプローチ発達における第一世代と第二世代研究（評者作成）

	目 標	研究の性格	「対話」の相手
第一世代	IR/ILの没交渉の解消と基礎研究の発展	基礎研究	IR/ILの知識共同体（学界間）
第二世代	基礎理論の現実問題への適用・応用	応用研究	学界・学術領域と実務家・実務領域

表2：IR/ILアプローチの第二世代型に属すると思われる研究（評者作成）

出 典	取り上げられている国際現象・原則
Byers, Michael. <i>Custom, Power and the Power of Rules</i> . Cambridge: Cambridge Univ. Press, 1999.	国際法における一般原則、慣習法（管轄権、法人格、相互主義、「正統な期待」）
“Symposium on Method in International Law” <i>AJIL</i> . 93.2(1999): 291-423.	内戦と人権侵害
Barker, J. Craig. <i>International Law and International Relations</i> . London: Continuum, 2000.	武力行使禁止原則、外交交渉と武力による威嚇、ビノチェト事件、外交特権の濫用と主権免除
Slaughter, Anne-Marie. “International Law and International Relations” <i>Recueil des Cours</i> 9-250, 2000.	人道的介入、国際法の定立における NGO の役割、WTO における紛争解決の制度設計
Goldsmith, Jack and Eric Posner. <i>The Limits of International Law</i> . Oxford: Oxford Univ. Press, 2005.	国際法の遵守（戦時の海上貿易における自由船・自由貨の原則、領海の幅員、外交免除、戦時における沿岸漁船の捕獲の免除、人権、国際貿易）
Biersteker, Thomas, Peter Spiro and all. <i>International Law and International Relations: Bridging theory and practice</i> . New York: Routledge, 2007.	小火器・軽火器、テロリズム、国内避難民、国際刑事責任
Armstrong, David, Theo Farrell and Hélène. <i>International Law and International Relations</i> . Cambridge: Cambridge Univ. Press, 2007.	武力行使、人権、国際犯罪、国際貿易、環境問題

7 「第一世代」「第二世代」という区別は、本稿独自のものであることを記す。また、この区別は、研究の性質を形容するものであり、研究者の世代をあらわすものではない。例えば、スローターやバイアーズなどは第一世代型、第二世代型の両方の研究を著している。

8 本書の言葉でいうならば、「どのように二つの分野が理論的に交流した成果を活用し、現代国際関係の諸側面を説明若しくは解釈することができるのか？さらに、法と政治が交錯する政策課題に対して高度な解決法を求める政策決定者にこれら分析をどのように役立てることができるのか？又は、IL/IR双方がどのように実務家の洞察から何を得ることができるのか？多くの実務家は、すでに国際法学および国際関係論の双方から概念を日常的な活動に組み入れている。彼らには、どのようにこの二つを抽象的によりよく融合させるかなどというメタ理論的な沈思について考える余裕はないのである。」Biersteker, Thomas, Peter Spiro, Chandra Lekha Sriram and Veronica Raffo (eds.) *International Law and International Relations—Bridging theory and practice*. Routledge: London, 2007, at p6.

いてみられる現象から共通する原則や導き出すことにあると思われる。本書は、三つの知識共同体（すなわち国際法学、国際関係学、実務）の知識を集約し、こうした「憂鬱」な雰囲気や打破する糸口をもとめることが意図の中にあるとも推定することができる。ここでは本書の基となっているワークショップの経緯／趣旨などを説明し、いくつかの章を概観したうえで、学際研究の発展という文脈の中における本書の位置づけについて若干の考察を述べる。

Ⅱ．本書の構成

本書は、2001年より米国社会科学研究評議会（Social Science Research Council: SSRC）が主催したグローバル安全保障と協調プログラム（Global Security and Cooperation program）に端を発し、その成果をまとめたものである。このプロジェクトは、研究者と実務家の双方から参加者を集い、具体的な事例研究に焦点をあてたワークショップ形式をとった⁹。同ワークショップは、広い文脈においては、国際関係論と国際法あるいは理論家と実務家の研究を架橋することを目的とし、狭い文脈では、事例研究を通じて同分野での新たな知識の生産やIR/ILアプローチの発展を促すことを目的としていた。これらを達成するために次の三つの質問を中心に展開された。すなわち（１）国際規範は、どの程度まで法という形で現れるか（２）国際法と国際関係論の分野における方法論・理論の協働は、どのように育成できるのか（３）国際法

にみられる国際規範の有用性に関する知識を高めるために、社会科学的研究をどのように活用すべきか。こうした問題意識の根底には、抽象的なメタ理論レベルの議論を乗り越え、国際安全保障とガバナンスの問題に新たな視点をもたらし、理論家と実務家の間をつなぐことがあると思われる¹⁰。本書の各章は、同ワークショップにおける報告を基に、加筆・修正を加えたものである。

ワークショップに倣い、本書も４部構成（および結論にあたる３つの章）によって成り立つ。第Ⅰ部は、小火器・軽火器を扱い、第Ⅱ部は、テロリズムを扱い、第Ⅲ部は、国内避難民を扱い、第Ⅳ部は、国際刑事責任を扱っている。各部においては、国際法学者、国際関係学者、そして政府関係者およびNGO出身の実務家がそれぞれ論考を著している。論文集という形式上、各章を詳細に論じることはできないが、本稿では、この形式が典型的な第Ⅲ部（第９章、第10章）を特に取り上げる。第９章は、実務家代表としてフランス・デン（元国内避難民担当国連事務総長代表）が自らの経験を踏まえ、1998年「国内避難民に関する指針（Guiding Principles on Internal Displacement）以下、GPID」が形成された経緯を説明している。伝統的な国際法に対して「ソフトロー装置（“soft law” instruments）」と彼が呼ぶ手法は、既存の法制度に加えて専門家やその他非国家主体およびそのネットワークの討議／提案を基に形成された「国際規範」を重視する。換言するならば、法的地位が曖昧な国内避難民の権利を

9 ワークショップの内容としては、小型武器・小火器の拡散（2002年2月開催）、テロリズム（2002年11月開催）、国内避難民（2003年6月開催）、国際刑事責任（2003年11月開催）。

10 Biersteker, *ibid.* p2.

確立するという実務的な問題にIR/IL双方の知識を集約するという手法である。IR/IL理論における「国際規範」の扱いを概観した上で、デンはGPIDが様々な主体の手によって起草／修正され、受容されていく様を描写する。こうした国際規範形成の過程の参与観察的な論考は、一次資料としてばかりでなく、実務家がどのように理論を接合しているかを知るうえで重要であると考ええる。第10章は、前章におけるデンの考察を踏まえ、ケネス・アボット（アリゾナ大学教授）は、International Organizations誌において特集された「リーガリゼーション¹¹」枠組の3つの指標（拘束性、明確性、委任性）を活用しGPIDを分析し、こうした「民間出¹²のソフトロー（privately generated soft law）」の性質を検討する。デンも指摘するように、「民間出」であるGPIDは法的な拘束性を有さない。しかしながら、これらが既存の法原則を反映し、その権利のいくつかを具現化していることも明らかである¹³。アボットは、こうした法的な位置づけを判断することが難しいソフトローを積極的に評価するが、遵守を引き出すための条件設定を国際関係論における規範論の課題として挙げている。このような実務家と学者による「対話」は、本書を貫く姿勢であり、各部にみられる。

さらに各部の共通点を挙げるとするならば、既存の理論のなかで自明とされてきた前提を問

い直す姿勢が挙げられる。V. ラッフォ、C. L. スリラム、P. スピーロ、T. ピアステーカーによる序論によれば、国際関係論および国際法学においてこれまで自明であった国家中心主義や国家の正統性および権威の根拠、法ではない国際規範の形成とその実効性、共同研究を進めるうえでの実務家と学者の関係などを見直す必要性がワークショップならびに本書の成果として確認している¹⁴。こうした作業は、実務的な課題を射程に入れつつ、国際法学と国際関係論の前提を再検討し、より具体的な分析枠組へと進展する機会を提供すると評価する。

Ⅲ. 第二世代研究における本書の位置づけ

以上に鑑みると、本書がIR/IL企図における第二世代型の問題意識を共有していることは間違いないであろう。しかしながら、この問題意識に加えて、本書が置かれているより広い文脈を理解しないことには、本書は単なる論文集として認識される懸念がある。最後に、いまだし本書がおかれた文脈を知識生産論あるいは学際研究の発展史の立場から解し、その意義を検討したい。

Social Epistemology 誌の最新号（21号4巻）において、医者であり、人類学者でもあるアーガード・ハンセンは、ロンゼンフィールドの枠組を借りて、生化学と人類学の学際的研究の発

11 Reprinted as Goldstein, Judith, Miles Kahler, Robert Keohane, and Anne-Marie Slaughter. (eds) *Legalization and World Politics*. Cambridge: MIT Press, 2001.

12 この場合、民間の定義は、国家の下位主体であるNGO、知識共同体などと国際機構、またはその協働を指し、「国家ではないもの」になるであろう。

13 問題は、アボットも指摘しているようにGPID形成に活用された手法が、1. 既存の制度の再確認、2. 既存の一般原則を新たに適用・創設したもの、3. 全く新しい原則を範疇化しないまま一まとめにしていることであろう。Biersteker, *ibid.* p.169. こうしたことは、実定法を重んじる伝統的な国際法学にとっては大きな問題であるが、国際関係論および実務家にはさして問題とならないことを意味しているといえる。

14 Biersteker, *ibid.* pp.17-20.

展とその障害について言及している。本稿における世代論のように、社会認識論／知識生産論のなかでも学際的企図（ここでは自然科学と社会科学）は、いくつかの段階を得て発展すると考えられる。具体的には、共通の課題に異なるディシプリンの研究者が1. それぞれのディシプリンから分析する（multidisciplinary）2. 共同で研究をするが、個々のディシプリンを中心に分析する（interdisciplinary）、3. 共同で共通の概念枠組を活用して研究する（transdisciplinary）という段階である¹⁵。本書を含むIR/ILアプローチの第二世代型研究がこのなかの第二段階（interdisciplinary）に対応していることは明らかであるが、IR/IL企図が

第三段階へ進むとは限らない。また、その必要性があるのかも現段階では論議を必要とする。しかしながら、第二世代が抱える憂鬱ならびに本書がIR/ILを第一段階（multidisciplinary）から第二段階（interdisciplinary）へと移行させるうえで転換点となりえることは明らかであろう。惜しむらくは、論文集という形式がこの点を理解しづらくしている。その意味で本書は、各章で取り上げられた個々の現象に着目して読む「通常の論文集としての読解」と全体の傾向を抽出して「IR/ILという文脈において全体として」という二つの読み方が可能である。本稿では、後者で読み解いた次第である。

（たけうち まさとし・本学非常勤講師）

15 Ronsenfield, P. L. "The potential of transdisciplinary research for sustaining and extending linkages between the health and social sciences." *Social Science and Medicine*. 35.11 (1992): 1343-57 at p1351 as quoted in Aagaard-Hansen, Jens. "The Challenges of Cross-disciplinary Research" *Social Epistemology*. 21.4 (2007): 425-38, at pp.425-6. 類似した問題意識として、他にマイケル・ギボンズ『現代社会と知の創造—モード論とは何か』小林信一訳、丸善ライブラリー、1997年参照。